

委員意見

計画章	タイトル	部局	該当課	ページ	委員からの意見
第1章	1 国際的な人権の流れ 3 京都府の人権教育・啓発に係る取組状況	府民環境部	人権啓発推進室	P2、P7	① 全体の表記として2頁では「2005年(平成17年)」と表記されているが、7頁では「2016(平成28)年」と表記されており、表記の統一を行う必要がある。
第1章	1 国際的な人権の流れ	府民環境部	人権啓発推進室	P2～3	令和2年度実施方針の意見でも言及した下記の内容を計画改定にも反映願います。 ・人権教育のための世界プログラム第4フェーズ(段階)が始まり、(重点領域は若者)行動計画も策定されています。 ・COVID-19に関しては、緊急事態の下で、人権が制約や制限を受ける事態が世界的に生じていますが、「重大な脅威」に対して国が緊急措置をとることは、国際法によっても認められています。しかし、私たちの「人権を実現する責務を持つ」国や自治体が、逆に私たちの人権を制限する場面が出てくるわけなので、そこにはルールがあります。制限はリスクに見合い、必要なものであって、誰にでも同じように適用されねばならないし、制限の範囲や期間が明らかにされ、制限の度合いはできるだけ低いものでなければならない、という国際的な指針(国連人権高等弁務官事務所「COVID-19ガイダンス」)があります。
第1章	1 国際的な人権の流れ	府民環境部	人権啓発推進室	P2	国連決議はさらに、第4段階を「持続可能な開発目標」(SDGs)→質問:第4フェーズのことですか。
第1章	1 国際的な人権の流れ	府民環境部	人権啓発推進室	P2～3	この段落を前の「国連決議はさらに」の段落の次に持って来た方が流れとしてわかりやすいのでは。SDGsとのつながりの上で。
第1章	2 国内の流れ	府民環境部	人権啓発推進室	P5	誰を指すのか。おそらく前の段落を受けているのでは。
第1章	3 京都府の人権教育・啓発に係る取組状況	府民環境部	人権啓発推進室	P7	② 7頁の第2段落の「このアピールは、2016年……のいわゆる人権三法が施行され、」の部分ですが、5頁の2行目が初出なので、5頁の2行目からの文章を下記のようにしたらどうか？ 「2016年(平成28年)4月には、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律※」、6月に「本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律※」、12月に「部落差別の解消の推進に関する法律※」のいわゆる人権三法(※)が施行され……」に修正したらどうか。
第1章	3 京都府の人権教育・啓発に係る取組状況	府民環境部	人権啓発推進室	P7	③ これを受けて、7頁の第2段落の文章を、14頁の最後の段落にある略称を用い、「このアピールは、2016年4月に「障害者差別解消法」、6月に「ヘイトスピーチ解消法」、12月に「部落差別解消法」のいわゆる人権三法が施行され、」に修正したらどうか？
第1章	3 京都府の人権教育・啓発に係る取組状況	府民環境部	人権啓発推進室	P7	・「新旧対照表」p. 7の改定案の欄、7行目「このアピールは、」～11行目「責務が明らかにされました。」→主述関係がねじれているので、「このアピールは、～責務を明らかにしました。」または、「このアピールでは、～責務が明らかにされました。」とする方がよいのでは、と思います。

委員意見

計画章	タイトル	部局	該当課	ページ	委員からの意見
第1章	3 京都府の人権教育・啓発に係る取組状況	府民環境部	人権啓発推進室	P7	この主語を受ける述語が不明
第2章	計画の基本的な考え方	府民環境部	人権啓発推進室	P7	2019年(令和元年)。ほかの文章でも同様に年・元号の形式の不統一が見られます。
第3章	人権問題の現状等と取組の方向	府民環境部	人権啓発推進室	P14	不要では。取り組みます、文章を切った方がコロナ人権問題が鮮明になるのでは。人権尊重の社会実現と一般化するのではなく。
第3章	女性	府民環境部 商工労働観光部	男女共同参画課 人材確保・労働政策課	P18	『現状と課題』のところで、いわゆる「パワハラ防止法」が2020年6月より施行されていますが、全く準備が進んでいないように感じていますので、「2020年6月」と中小企業では「2022年4月」が施行となりますので、年月を記載してはどうでしょうか？
第3章	女性	府民環境部	男女共同参画課	P19	経営者を除外するのは何故
第3章	障害のある人	健康福祉部	障害者支援課	P26	農福連携とは何か。記述する以上は少し説明が必要
第3章	外国人	知事直轄	国際課	P28	不要では。外国籍府民に留学生は含まれていない？ いずれにしても、異なる範疇にある事柄を並列して記述するのは不適當では。
第3章	外国人	府民環境部	人権啓発推進室	P29	府民の感情は、従の部類であり、この場合は後の方に回して記述してはどうだろう。
第3章	ハンセン病・エイズ (AIDS、後天性免疫不全症候群)・HIV感染症・ 難病患者等	府民環境部	人権啓発推進室	P30	()を付ける意図が分からない。
第3章	性的指向、性自認	府民環境部	人権啓発推進室	P36	④ 36頁の性的指向、性自認の第2段落の「京都府においては、これまでから」を「京都府においては、これまでも」に修正したらどうか？
第3章	アイヌの人々	府民環境部	人権啓発推進室	P37	1997年(平成9年)

委員意見

計画章	タイトル	部局	該当課	ページ	委員からの意見
第3章	社会情勢の変化に係る人権課題インターネット社会における人権の尊重	府民環境部 健康福祉部 教育庁	人権啓発推進室 こども・青少年総合対策課 人権教育室	P40~42	<p>1. P40~42「インターネット社会における人権の尊重」について ネット被害の相談対象は、青少年とその保護者だけなのではないでしょうか。「ネットいじめ通報サイト」が開設されていますが、ほかにありますか。被害を受けた人ならだれでも受け付けるネット相談があつていいと思います。</p> <p>悪質な情報発信への対応として、市町村や他都府県と連携し法務省に対し削除要請していく、とありますが、法務省には削除する権限はないはず。この部分は誤解を生むのでは。当方の理解不足でしょうか。詳しく説明してください。</p> <p>削除要請する主体は人権侵害を訴える個人では。P42最下段の「より効果的な助言等ができるよう取り組みます」というのが本意でしょうか。</p> <p>いまSNSによる中傷が社会問題化している中で、もっと具体的な取り組み、実効性ある対策が求められています。総務省の有識者会議で議論されています。被害救済は急務であり、投稿者を特定しやすくする方策が検討されています。一方で匿名による表現の自由や通信の秘密に触れるため慎重な意見も出ています。</p> <p>群馬県はネット中傷の被害者を支援する全国初の条例を制定する方針です。悪質投稿者の特定などで専門家の助言や精神的サポートを図るといことです。京都府も一歩踏み込んだ対策の検討が必要では。</p>
第3章	インターネット	健康福祉部	こども・青少年総合対策課	P41	2016年度(平成28年度)
第3章	災害時の配慮	健康福祉部	地域福祉推進課	P47	「ユニバーサルデザイン化」とは何か。具体的に状況を説明する必要がある平成23年」とともに西暦併記がない。
第3章	社会情勢の変化に係る人権課題災害時の配慮	危機管理部 健康福祉部	危機管理総務課 地域福祉推進課	P47~48	<p>・「新旧対照表」p. 47~48の改定案の欄に、「災害時の配慮【現状と課題】【取り組みの方向】」として、避難所のユニバーサルデザイン化などについて書かれています。大変重要なことだと思います。</p> <p>現在では、この課題に加えて、新型コロナウイルス対策として、消毒の徹底や手洗いうがいの励行、またそれができる環境整備、三密を避けること、そのためには必然的に避難所の収容可能人数が減りますから、民間施設の利用も含めた追加の設備の準備等の課題があるのではないかと思います。それらについてここに書いておく必要はないのでしょうか？</p>
第3章	社会情勢の変化に係る人権課題災害時の配慮	危機管理部 健康福祉部	危機管理総務課 地域福祉推進課	P47~48	<p>人権という観点で災害対応を考えることが重要になっています。犠牲になるのは、高齢者が多いからです。さらに過疎地で大きな被害が出ています。防災や災害情報、避難などを検討する際、災害弱者への対応を中心に据える必要があります。今回の改定案には「要配慮者」という文言がありますが、もっと強く打ち出し、対応を全面にわたって記述していいのではと思いました。</p> <p>いくら計画があつても実行されなければ意味がありません。実行するのは人です。人が足りなければ計画は絵に描いた餅になります。大きな災害になるのは小さな市町が多く、職員の数はとても少ないのが現状です。次々と変わる情報への対応、避難勧告の発出など、とても手が回りません。地域の住民、消防団も高齢化しています。府は平時のサポートだけでなく、災害時にも職員を市町に派遣して対応を担うことは出来ないのでしょうか。そのためには災害前からの関与が必要になります。災害は常態化しています。市町との連携にとどまらない、新たな仕組みが考えられないのでしょうか。</p>

委員意見

計画章	タイトル	部局	該当課	ページ	委員からの意見
第3章	社会情勢の変化に係る 人権課題災害時の配慮	危機管理部 健康福祉部	危機管理総務課 地域福祉推進課	P48	⑤ 48頁に最後の段落の「災害時要配慮者」が具体的にどのような人かわかるように、「高齢者や障害のある人など災害時要配慮者」の表記に修正したらどうか？
第3章	社会情勢の変化に係る 人権課題新型コロナウイルス感染症	健康福祉部	医療課	P59	⑥ 59頁の最後の段落の2行目の「医療従事者とその家族等の人権侵害防止に向けた」を「医療従事者やエッセンシャルワーカー、その家族等の人権侵害防止に向けた」に修正したらどうか？
第3章	社会情勢の変化に係る 人権課題新型コロナウイルス感染症	教育庁	人権教育室	P59	⑥ 59頁の最後の段落の2行目の「医療従事者とその家族等の人権侵害防止に向けた」を「医療従事者やエッセンシャルワーカー、その家族等の人権侵害防止に向けた」に修正したらどうか？
全体					新型コロナの問題も適切に取り上げていただいておりますし、SNSなどによる人権侵害の問題も適切に取り上げていただいているので、大変結構なことと思っております。その他、特に気になるようなこともございませんでした。